

広島市植物公園指定管理者候補者の選定要綱

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
広島市植物公園 広島市佐伯区倉重三丁目
- (2) 設置目的
市民の文化、スポーツとレクリエーション活動の振興に資することを目的とする。
- (3) 現在の指定管理者
公益財団法人広島市みどり生きもの協会

2 選定の概要

- (1) 指定管理者候補者名（予定）
公益財団法人広島市みどり生きもの協会
- (2) 非公募とする理由
植物公園は、施設の性質上、専門的知識や豊富な経験を有する職員等によって継続的・安定的な行政サービスを提供することが必要な施設である。
現在の指定管理者である公益財団法人広島市みどり生きもの協会は、栽培、研究、教育、広報等の業務を行うための経験を積んだ専門職員（学芸員、樹木医）を相当数有し、これまで当該施設の管理運営を行ってきた実績があることから、継続的・安定的な行政サービスの提供が行える同団体を非公募により指定管理者とする。
- (3) 指定期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日
- (4) 管理の基準
 - ア 休園日
 - (ア) 金曜日。ただし、金曜日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月4日及び同月5日を除く。）又は8月6日に当たるときはその前日とし、5月4日又は同月5日に当たるときは同月2日とする。
 - (イ) 12月29日から翌年1月3日まで
 - イ 開園時間
午前9時から午後4時30分まで
 - ウ 特記事項
申請者から休園日や開園時間の変更について提案を求める。
- (5) 業務の内容等
 - ア 植物公園の管理運営業務
 - (ア) 植物公園の入園受付等
 - (イ) 利用調整（施設案内、利用指導、苦情対応）
 - (ウ) 利用促進（事業実施、宣伝広報）
 - (エ) 災害時等の対応（応急作業）
 - イ 植物公園の維持管理業務
 - (ア) 施設管理（保守管理（法定点検等）、維持管理（清掃、警備等）、施設修繕）
 - (イ) 植物管理（樹木、芝生等の維持管理（剪定、除草、害虫駆除等））
 - ウ その他市長が定める業務
植物の栽培管理及び育種等
 - エ 特記事項
 - (ア) 利用料金制を導入済み。
 - (イ) 申請者から令和4年度から同8年度までの各年度の入園者数の数値目標及びそれを達成するための利用促進策の提案を求める。
 - (ウ) 自主事業として、食堂及び売店を管理運営すること。
- (6) 配置人員
 - ア 30人を標準とする。
 - イ うち専門職員
学芸員4人、樹木医1人を標準とする。
 - ウ うち有資格者（専門職員は除く。）
配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本部等の職員とすることができる。また、施設従事職員のうち1人は、危険物取扱者乙種第4類の資格を有する者を必置とする。
- (7) 指定管理料の上限額（5年間分）
20億8,440万1千円
なお、指定期間中に消費税が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講ずる。

- (8) 指定管理料の支払方法
 ア 指定管理料は、原則、前金払とする。
 なお、指定管理者の申し出によって、概算払とすることができる。
 イ 支払は、毎月払とする。
- (9) 評価基準等
 ア 欠格事項
 申請日において、次のいずれかに該当する場合は、選定の対象外とする。
 (ア) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
 (イ) 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
 (ウ) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
 (エ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
 (オ) 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

イ 評価項目

評 価 項 目	適・否
【市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。	
【施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 植物公園の管理運営を行うにあたっての基本方針は設置目的に沿ったものになっているか。 ② 植物公園の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ③ 施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。 ④ ソフト、ハードの両面から利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。	
【管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。	

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

ウ 本市が推進する行政施策に係る取組状況の確認項目

確 認 項 目	取組状況
【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率の達成状況	達成・未達成
② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	該当・非該当
【環境問題への配慮】 IS014001 若しくは IS014005 又はエコアクション21の取得	有・無
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	有・無
③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済・未策定
④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	有・無
【地域貢献度】 ① 広島市内に本店がある場合	該当・非該当
広島市内に本店がなく支店がある場合	該当・非該当
広島市内にその他事業所等がある場合	該当・非該当
② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が8割以上の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が5割以上で8割未満の場合	該当・非該当
本施設の従事者のうち市内在住者の割合が2割以上で5割未満の場合	該当・非該当